別紙

**漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）例**

**作成時、削除**

**どちらかで名称を**

**決める**

**第１ 漁業生産力の発展に関する計画の名称**

**(１)名称**

○○漁業協同組合区画漁業権漁業生産力の発展に関する計画

又は

○○漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

**(２)対象となる漁業権**

第一種区画漁業

　第〇〇〇１号、第〇〇〇２号、・・・・

**高知県内では区第３５０１号の１件のみ**

第二種区画漁業

　第〇〇〇〇号

**漁業権を複数取得している場合は、こちらの例のように別紙一覧表で整理する方法でもよい**

　又は

別紙一覧表のとおり

**第２ 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法(生産の合理化、法人の設立等)**

以下の項目を実施する。

※ 項目例(以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。高知県の

場合、**浜プランとの整合性**がとれるような目標を立ててください。以下同じ。)

・ 組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するため

に、共同購入した飼料による飼育を推進する。

・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。

・ 養殖コストを削減するため、組合員間での船、筏、生簀等の共同利用を推進す

る。

・ 雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動のグ

ループ化(協業化)を推進する。

・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、

青色申告を行うよう指導する。

・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通(輸出を含む)

に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。

・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合

員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。

・ 生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備す

る。

・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置

又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。

・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実

施する。

・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令、漁業権行使規則、漁場改善計画の内

容に関する規制を遵守させる。

・ 漁場環境の観測を行う(赤潮のモニタリング等)。

・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調

査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協

力を促す。

**第３ 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間**

令和〇年○月○日～令和５年８月３１日(免許期間)

**初回の始期は、「当計画を総会等で決議した日」以降の日付になる。**

**その次の計画の始期は、「令和５年９月１日」。**

**第４ その他**

**(１)計画の点検**

総会(総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可)において、１回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

**(２)高知県との連携**

(１)の点検結果については、１回／年以上、高知県知事に提出する。

**(３)関係機関等との連携**

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることがで

きる。

**漁業生産力の発展に関する計画（第１種から第３種共同漁業権）例**

**どちらかで名称を**

**決める**

**第１ 漁業生産力の発展に関する計画の名称**

**(１)名称**

○○漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

又は

○○漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

**(２)対象となる漁業権**

第一種共同漁業

　第〇〇〇１号、第〇〇〇２号、・・・・

第二種共同漁業

　第〇〇〇１号、第○〇〇〇号、・・・

第三種共同漁業

　第○〇〇〇号、第○〇〇〇号、・・・

**漁業権を複数取得している場合は、こちらの例のように別紙一覧表で整理する方法でもよい**

　又は

別紙一覧表のとおり

**第２ 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法(生産の合理化、法人の設立等)**

　　　以下の項目を実施する。

　※ 項目例(以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。高知県の

場合、**浜プランとの整合性**がとれるような目標を立ててください。以下同じ。)

・ 操業コストを削減するため、組合員又は組合員行使権者間での漁具、船舶等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底する

よう指導する。

・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。

・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、

青色申告を行うよう指導する。

・ 組合員での所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通(輸出を含

む)に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。

・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合

員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。

・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実

施する。

・組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。

・組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又

は運営を行い、新たな販路拡大に努める。

・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵

守させる。

・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調

査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協

力を促す。

**第３ 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間**

令和〇年○月○日～令和５年８月３１日(免許期間)

**初回の始期は、「当計画を総会等で決議した日」以降の日付になる。**

**その次の計画の期間は、「令和５年９月１日～令和15年８月３１日」。**

**第４ その他**

**(１)計画の点検**

総会(総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可)において、１回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

**(２)高知県との連携**

(１)の点検結果については、１回／年以上、高知県知事に提出する。

**(３)関係機関等との連携**

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることがで

きる。